

第四十八回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第十七号

昭和四十年四月七日(水曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 松澤 雄蔵君

理事 井村 重雄君

理事 藏内 修治君

理事 森谷 直藏君

理事 伊東 正義君

理事 熊谷 義雄君

理事 坂村 吉正君

理事 中野 四郎君

理事 藤本 孝雄君

理事 粟山 秀君

理事 山村新治郎君

理事 小林 進君

理事 多賀谷眞稔君

理事 八木 一男君

理事 山田 趾目君

理事 吉川 兼光君

出席政府委員

運輸大臣 松浦周太郎君

労働大臣 石田 博英君

出席政府委員

総理府総務長官 臼井 莊一君

総理府事務官 (内閣総務大臣官房審議室長) 松永 勇君

運輸政務次官 大久保武雄君

運輸技官 佐藤 肇君

労働事務官 (大臣官房長) 和田 勝美君

労働事務官 (大臣官房長) 大宮 五郎君

統計調査部長 村上 茂利君

労働基準監督官 (労働基準局長) 村上 茂利君

労働基準監督官 (労働基準局長) 村上 茂利君

労働基準監督官 (労働基準局長) 村上 茂利君

労働基準監督官 (労働基準局長) 村上 茂利君

労働基準監督官 (労働基準局長) 村上 茂利君

労働基準監督官 (労働基準局長) 村上 茂利君

労働基準監督官 (労働基準局長) 村上 茂利君

労働基準監督官 (労働基準局長) 村上 茂利君

労働基準監督官 (労働基準局長) 村上 茂利君

労働基準監督官 (労働基準局長) 村上 茂利君

委員外の出席者 (労働事務官 有馬 元治君)

専門員 安中 忠雄君

四月七日

委員長谷川保君辞任につき、その補欠として五島虎雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員五島虎雄君辞任につき、その補欠として長谷川保君が議長の指名で委員に選任された。

四月六日

健康保険改悪反対及び医療保険確立に関する請願(河野正君紹介)(第二五二五号)

同(黒田壽男君紹介)(第二五二六号)

同(中井徳次郎君)(第二五二七号)

同(門司亮君紹介)(第二五二八号)

同(本島百合子君紹介)(第二五二九号)

同(吉川兼光君紹介)(第二五三〇号)

同(久保三郎君紹介)(第二五五一号)

同(横路節雄君紹介)(第二五五二号)

同(八木昇君紹介)(第二五五三号)

同(秋山徳雄君紹介)(第二五五四号)

同(八木一男君紹介)(第二五五五号)

人命尊重に関する請願(濱田幸雄君紹介)(第二五五六一号)

茅野市立病院のがん研究に対する国庫助成に関する請願(吉川久衛君紹介)(第二五五七号)

同(中澤茂一君紹介)(第二五五八号)

同(小川平二君紹介)(第二五五九号)

日雇労働者健康保険改善及び厚生年金適用に関する請願(大原亨君紹介)(第二五六〇号)

同外五件(田口誠治君紹介)(第二五六二五号)

理学療法士制度に伴う経過措置に関する請願(佐藤観次郎君紹介)(第二五六七六号)

日雇労働者健康保険制度改善及び老後の保障に関する請願(淡谷悠蔵君紹介)(第二七七七号) 同(小林進君紹介)(第二七七八号) 同(多賀谷眞稔君紹介)(第二七七九号) 同(細田兼光君紹介)(第二七八〇号) 同(松平忠久君紹介)(第二七八一七号) 同(八木昇君紹介)(第二七八二七号) 国民健康保険の財政措置に関する請願外三件 (三木武夫君紹介)(第二七八二六号) 原爆被害者援護法制定並びに原爆症の根治療法研究機関設置に関する請願外十一件(山内広君紹介)(第二八二七号) は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件 港灣労働法案(内閣提出第八六号)

○松澤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の港灣労働法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の中し出がありますので、これを許します。谷口善太郎君。

○谷口委員 大臣、先にお願ひしておきますが、堂々の大論文を発表せんといってもらいたい、時間が二十分ですから、港灣労働の中における暴力支配の問題ですが、この法律を施行すれば、大体それが排除されるというふうに考えておられるかどうか。少なくともこの法律でその期待を持っていたのか。そうであれば、この法律のどこでその効力があるか、それをお聞きしたい。

○石田国務大臣 さのうもいろいろ議論になっておりましたけれども、現在の労働確保のために、いろいろ職業安定法違反行為を犯しているのは、われわれの取り締まりにもかかわらず事実であります。これが今度の法律が施行されますと、

すべて職業安定所を通ることになりますし、それから例外的場合に、直接雇用いたしまして、職業安定所にあとから届け出なければならぬことに相なっておるわけでありまして。したがって、労働供給ということから職業安定法違反その他の事犯、いわゆるやみ手配師というふうなものの活動の余地はなくなるもの、したがって、そういうものに依存しがちであった暴力団というふうなものの存在がなくなるだろう、こう考えておる次第でございます。

○谷口委員 そういうお答えだと思っておりますが、その法律の内容から言いますと、道理に合わない虚偽の御答弁であるような気がする。御承知のとおり、港灣労働法における暴力支配の問題は、第一、業者の中に暴力団がある。これも私は、ここでいままさいろいろ例をあげて言わなくても、大臣御承知のことと思ひます。新聞などにも書いてあります。それからその親分のもとにたくさん暴力団がいて、これがいま大臣がおっしゃったようにやみ手配師になったり、あるいは横暴などでは優先班の班長などもやっている。これが全体として港灣労働者を暴力的に支配してこれを食ひものにしている、こういうのが実情だと思ひます。

ところが、もしこれをこの法案で排除できるといふふうに考えていられるとすれば、この連中を一人残さず、たとえば登録のときに拒否する、そういうことをなされればできるかしれません。しかし、そういうことは、大臣、できますか。

○石田国務大臣 暴力団員であるかどうかということが明確に、そういうような規定があつてはつきりしているなら、それはやりやすいのであります。しかし、実際問題として、ただいま御説のようににそういう分け方はむずかしいと思ひます。むずかしいと思ひますが、大体港灣の中に巣くつておる暴力団というものの活動の有力なる財源がなく

なりますし、活動の余地というものが非常に少なくなるわけでありますから、それと警察の取り締まり、それから運送業の認可にあつての運輸省の御協力というようものが相まって、効果をあげられると考えております。

○谷口委員 暴力団であるということがはっきりわかれば、それは排除できる、看板でもかけておればね。そうじゃないんだから、大臣おっしゃるのとおり、私も登録で排除することはできなかつたと思います。ところが、もしそれが排除できないとすれば、これは警察の手を入れて弾圧すれば、労働組合であろうとどこであろうとそういうことはやれるでしょう。そうでなくて、この法律でやるという方針とできないというところは、結局親分から子分に至るそういう組織が温存されるのですから、これはどうにもできない。なるほどやみ手配師というふうなものは、登録制度になればなくなるでしょう。けれども、問題は、港労働者が苦しんでおりますのは、雇用されるときにそういう形式にあるのではなくて、この連中が、一方ではやみ手配師あるいはその他の形態で労働者をまとめて送り込むという、そういう人買ひといひますか、人を集める仕事をやっておるが、地方では親分の子分としての身分を持ちながら、各業者の中のいわば労働者支配の現場監督をやっておる。そこで苦しめられるのが港労働者の一番苦しいところだ。やみ手配師がなくなる、しかしそれは、現状では温存されるのですから、厳格するのですから、こういう労働過程での暴力的な支配、搾取、寄生的な彼らの人を食ひものにするようないやうなやり方、この苦しみはそのまま残るわけですよ。そのまま残るだけではありません。今度は、業者あるいはやみ手配師にかわつて、職安自身が労働者を登録して、この地獄のようなところへ労働者を送り込むということになる。そういう意味では、この法律は、一方には労働者を登録するということと束縛する、国家統制をやる、他方ではこういう地獄のような労働形態が行なわれているところに、政府の手を通じて労働者を送りつける

という反動的な性格を持っていると思うのです。その点どう考えますか。

○石田国務大臣 この法律だけで完全にできるとは、われわれはむしろ思っておりません。これに伴つて、警察の暴力団に対する現在までとつておりますような処置の継続、強化、それから運輸行政の御協力というものもむしろ必要でありまして、しかし有力な財源がなくなるといふことが一つ。もう一つ、いまそういう個々の業態の中における一種の暴力支配を排除する。これはわれわれのほうでは、基準行政を強化いたしましてそういうふうなことをないよう、労働条件が守られていくように、これから鋭意努力してまいりつゝもりであります。法律と行政的効果と相まって暴力支配の排除に努力してまいりたい、こう思っております。

○谷口委員 資金源が断たれると言いますけれども、資金源が人夫を送り込むというところから出るのではなくて、港労働者全体の中にある暴力組織が、それぞれの段階で親分は親分、子分は子分、この組織でもって労働者を食ひものにして資金をかせいでいる。だから、法律だけではそういうものは断たれはしません。

それから、警察警察と言いますけれども、警察にたよつてやろうという労働行政なんてありませんよ。これど犯罪を犯している者であれば、明らかに殺人をやつたとかいふものであれば、また、たとえはピンはねをするとか、労働基準法違反をやつた、いろいろ法律違反をやつていふのはつきりわかれば、それはできるでしょう。暴力団の組織の中でそれが温存される形でやられていふのだから、いまままでどうにもできない。現場の役人の話を聞いてもらひなさい。そういうことで手をつけたら殺されると言っている。この法律によつては、そういうことは一つも排除されぬのです。私は、そのことだけにかかわつていふわけにいきませんから、次に進みます。その次に、私は問題にしたいのは、この法律案

では、大臣は毎年港灣ごとに港灣雇用調整計画を立て、必要な労働者の数、その中で日雇い労働者の数をきめる、そしてその分だけ登録するといふ権限を持たれることになりまして、次の年には、業態いかにによりましては、労働者が必要でなくなれば、その分だけ減らして登録するといふ権限も持つわけですよ。これは非常に重大なことだと私は思ふのです。つまり首を切るということも大臣の権限だし、それから数をきめるということも、これは法律にちゃんと書いてありますように、労働時間その他を勘案してやるといふことになつていふ。首を切るということとは、登録の更新をするときに、必要でないといふことが思つたら文句なしに切つて、この首切るとか、労働時間に関係することとは、これは労働条件の問題で、わが国の法律のたてまえ上、政府といへどもここに立ち入ることは許されません。労働条件の問題は、大臣がいつも言つておるとおり、労働者と資本家との間に對等な団交をやつてきめるといふのがたてまえでしよう。この法案は、その労働者の基本権を侵害しているといふは思ふのです。その点、どうですか。

○石田国務大臣 この場合は、労働基本権の問題を侵害するといふよりは、労働者がそれぞれ個人として、いわゆる日雇い業態にございますためにそういう措置をとつたのでありまして、労働大臣が労働者のよりよき労働条件を守り、失業したような場合にはそれに対して万全の措置をとる責任を当然持つておりますから、その立場から措置いたしてまいりたいと思つております。

なお、法律上の説明を、いま安定局長から簡単にいたさせます。

○有馬政府委員 谷口委員から暴力団が排除されないといふ御指摘がございましたが、就労上の態勢としては、やみ手配師の介在する余地がないといふことは大臣御答弁のとおりでございますが、その点だけでは暴力団の根が絶えないのじゃないかといふふうな御指摘がございました。この法案によりましていろいろなケースが考えられると

思いますが、暴力団の子分的なものが日雇い労働者として登録されるというふうな場合、これは十條の三号によりまして適格性の判断をいたしまして登録を拒否するということもできます。それから、一たん登録された後においても、そういう場合には登録の取り消しということが十條の規定にございます。

さらに、暴力団の資金源として一番憂慮される問題は資金のピンはねだと思ひますが、これは登録制に伴う日雇い港灣労働者に対しては労働者手帳を交付することになつております。この労働者手帳には、必ず資金目録を明示させるといふ仕組みにしてあります。また常用労働者に対しては常用労働者証という証票を携帯させることになつておりますが、これは基準法による資金目録を整備させることによつて、その間の資金の支払い状況を明確に把握できる、こういう仕組みにいたしております。

さらに、港灣荷役事業そのものが、いわゆる暴力組織に支配されて非常に弊害を伴うといふような場合には、この労働法案の二十三條に明記してありますように、当該事業主に紹介する港灣労働者の福祉を害するおそれがあると認めるときは、一カ月以内の紹介停止ができるという条項も準備しておりますので、かりに港灣荷役業者が全体として組織暴力に支配されて港灣の福祉を害するといふような場合には、この二十三條の規定によつて紹介停止処分をするということも予定しておりますので、いろいろな段階、いろいろな態様において暴力組織が介入することは予想されるのでございまして、いま申しましたような各条項を発動しながら暴力の介入を阻止していこうと考えておるのでございまして。

それから取り消しの問題ですが……
○松澤委員長 政府委員に申し上げますが、持ち時間が非常に少ないものだから、簡潔に要領よく答弁してください。
○有馬政府委員 取り消しの問題は、十一條に明確に規定がされておりますので、この慎重な規定

度、ああいうことで首を切るということを考えている。つまりあれはちゃんと首切りのときの用意だと私は思う。そういう本質をこの法案は持っている、こういうふうな私どもは思います。したがって、いざ討論があると思えますけれども、私はこう言っておきます。われわれはこの法案に反対です、こういう点を明らかにして、質問を終わります。

○松澤委員長 多賀谷貞稔君。

○多賀谷委員 港労働法案について審議をするに際して感慨なきを得ないものがあるわけですが、衆議院において、昭和二十六年に港労働小委員会が設けられて、港労働者の雇用の恒常化の問題でいろいろ論議をしました。さらに私は、昭和三十一年の五月に、当時の社会党左派として港労働者の雇用安定に関する法律案というのを提出して今日に至ったわけですが、当時比べて、いわば港労働者を取り巻く環境というものが非常によくなってきた。労働力の不足という問題も出てきたし、さらに私たちが法案をいろいろ作成するにつれて困った点、たとえば登録というものを雇用とみなす、とした場合に、登録を取り消された場合の何らかの手当をどうするか、こういう点について、いろいろ当時の現行法で問題を考え、あるいは予告手当という問題を入れるかどうか、こういう点も考えましたけれども、今日では、中小企業退職共済制度にとられて退職金を出すという制度ができておる。あるいはまた、登録を取り消された労働者の失業保険との関係はどうするか。これで登録をしておりました当時は、失業保険法の適用を停止しておりましたから、これについて直ちに失業保険法の適用ができないう。当時は日雇い失業保険というものがなかったわけですから……ですから、結局失業手当といふて国が全額出す制度の復活をしなきゃならぬ、こういうような問題があったわけですが、その点については、今度提案される法律では解決を見ておる。そこで私は、常用労働者——一体常用労働者というのとは少なくとも退職金制度があるこ

とが必要である。それはなぜかというと、登録を取り消した者ですら退職金をもらえないのですから、常用労働者には必ず退職金制度がなくちゃならぬ。その次に休業手当を、あぶれた場合には必ず常用労働者にももらなければならぬ。それは、常用労働者でなくて日々登録労働者は調整手当がもらえるですから、少なくとも常用労働者——常用と言いましても月給制ではないのです。ほとんど日給制の常用労働者が問題になる。ですから、日給制の労働者は休業手当がなくちゃならない。均衡を失するわけです。さらに、申し上げるまでもないけれども、失業保険、健康保険というものは当然加盟をしておかなきゃならぬ。これが常用港労働者証の交付の際には、当然資格要件として当局は交付されると思えますけれども、その点についてはどうですか。

○有馬政府委員 常用労働者に対する各種の問題がございまして、退職金は、現在八〇〇程度、退職金制度を持っておりまして、また、休業手当は基準法の規定に従って保障されておりますが、失業保険、健康保険等の適用の問題については、五人以上の強連についてはもちろん労働者の証の交付をする場合に検討いたしますけれども、任意適用の業者についてこれを任意に加入させるかどうか、この辺のことはこれから慎重に検討したいと思えますが、常用労働者の証を交付する場合が最もいい機会でございますので、そういった社会保険の完全適用に向かって行政指導を行なつてまいりたい、かように考えております。

○多賀谷委員 そうしますと、このいま出されておる法律と現在の常用労働者の格差が出るのですよ、そういう答弁をされるから……。その常用労働者は、日々日給制の場合は、悪天候で船が着かないというような場合には手当をもらえぬでしよう、あなたの言う方式でいけば。ところが、今度登録をされている日雇い労働者はその調整手当をもらえるのでしよう。ですから、それを聞いています。さつきからそれを聞いていたけれども、まともに答えないで、ほかのことばかり答えるから時間が足りないのです。私が聞いていることをおわかりで答弁してもらえない、外輪のことだけ答弁しておる、肝心なところはそこなんです。そうすると、この法律と均衡を失するのじゃないか、一体常用労働者はどうするのか、こう聞いているのです。

○有馬政府委員 今度のこの法案によって、日雇い登録労働者に相当する厚い福祉措置が講ぜられるわけでございますが、これはね返りとして、常用労働者の労働条件の向上の問題が御指摘のようにあるわけでございます。これはやはり私どもとしては、行政指導で強制的にするわけにはいきませんけれども、行政指導で条件の向上をはかっていく。また当然労働市場の需給の関係から言いますと、日雇い登録労働者よりも条件でなければならぬ、こういうふうな考えをしております。

○多賀谷委員 この法律が常用化の促進になるのか常用化を少なくするかのいうのが、そういういま申しました条件が整うかどうかによって、登録労働者のほうがいいといふて登録労働者のほうへ来て——両方とも登録労働者でなければ、日雇い登録労働者のほうに入つて常用化を阻害するおそれがある。だから、常用化を促進する法律になる

とが必要である。それはなぜかというと、登録を取り消した者ですら退職金をもらえないのですから、常用労働者には必ず退職金制度がなくちゃならぬ。その次に休業手当を、あぶれた場合には必ず常用労働者にももらなければならぬ。それは、常用労働者でなくて日々登録労働者は調整手当がもらえるですから、少なくとも常用労働者——常用と言いましても月給制ではないのです。ほとんど日給制の常用労働者が問題になる。ですから、日給制の労働者は休業手当がなくちゃならない。均衡を失するわけです。さらに、申し上げるまでもないけれども、失業保険、健康保険というものは当然加盟をしておかなきゃならぬ。これが常用港労働者証の交付の際には、当然資格要件として当局は交付されると思えますけれども、その点についてはどうですか。

○有馬政府委員 常用労働者に対する各種の問題がございまして、退職金は、現在八〇〇程度、退職金制度を持っておりまして、また、休業手当は基準法の規定に従って保障されておりますが、失業保険、健康保険等の適用の問題については、五人以上の強連についてはもちろん労働者の証の交付をする場合に検討いたしますけれども、任意適用の業者についてこれを任意に加入させるかどうか、この辺のことはこれから慎重に検討したいと思えますが、常用労働者の証を交付する場合が最もいい機会でございますので、そういった社会保険の完全適用に向かって行政指導を行なつてまいりたい、かように考えております。

○多賀谷委員 退職金制度は八〇〇はあつたというならば、これは非常にむずかしいですけれども、少なくとも常用労働者というものは、全部退職金制度がなければ、このいま提出されておる法案と均衡を失すると思うのです。これは必ず退職金制度というものが前提になるかどうか、それから休業手当、基準局長に聞きますが、一体常用労働者といふても日給制の者に二十六条の適用をしておりますか。現在の基準法……。

○村上(茂)政府委員 御承知のように、基準法の適用関係は日給であるとか、月給であるとか、そういう賃金の支払い形態とは別に、御承知のように日雇い入れられておるものか、あるいは二カ月以内の期間を定めて使用されるものであるかといった観点から扱つておるわけでありまして、いわゆる日給者、月給者という判断によらないわけでありまして。

○多賀谷委員 ところで休業手当の問題は、これはいわゆる常用者については、一般事業場においても全く同様でございまして、二十六条所定の要件を満たす場合には休業手当が支給されるわけでありまして、港労働者におきましても全く同様で、二十六条所定の要件が満たされれば休業手当を支払うべきものである、こういうふうな考えでおるわけでありまして。

○多賀谷委員 常用労働者が少ないというのは、企業の波動性によるわけですね。ですから、企業の波動性による場合を使用者の責めと考へていいかどうか。あなたは肝心な点を逃げておられるけれども、そういうふうなまままで扱つてまいりましたか。

○村上(茂)政府委員 問題は、使用者の責めに帰すべき事由がどのような事由であるか、こういうことでございまして。一般に経営上の理由による休業、これは使用者の責めに帰すべき事由として、休業手当を支払うべき場合の事由にされておるわけでありまして。しかしながら、港労働におきましては、御承知のように悪天候による作業不能とか、伝染病発生による立ち入り禁止とか、労働争議の場合だとか、いろいろな場合があるわけございまして、具体的な場合における使用者の責めに帰すべき事由に該当するかどうかの認定の問題があるわけございまして。しかし、これは何も港労働者に限ったことではございせんので、一般の事業場においても同様で、何が使用者の責めに帰すべき事由に該当するかいなかという認定の問題があるわけでありまして、同一に私どもは扱

○多賀谷委員 御承知のように、基準法の適用関係は日給であるとか、月給であるとか、そういう賃金の支払い形態とは別に、御承知のように日雇い入れられておるものか、あるいは二カ月以内の期間を定めて使用されるものであるかといった観点から扱つておるわけでありまして、いわゆる日給者、月給者という判断によらないわけでありまして。

○多賀谷委員 ところで休業手当の問題は、これはいわゆる常用者については、一般事業場においても全く同様でございまして、二十六条所定の要件を満たす場合には休業手当が支給されるわけでありまして、港労働者におきましても全く同様で、二十六条所定の要件が満たされれば休業手当を支払うべきものである、こういうふうな考えでおるわけでありまして。

○多賀谷委員 常用労働者が少ないというのは、企業の波動性によるわけですね。ですから、企業の波動性による場合を使用者の責めと考へていいかどうか。あなたは肝心な点を逃げておられるけれども、そういうふうなまままで扱つてまいりましたか。

○多賀谷委員 常用労働者が少ないというのは、企業の波動性によるわけですね。ですから、企業の波動性による場合を使用者の責めと考へていいかどうか。あなたは肝心な点を逃げておられるけれども、そういうふうなまままで扱つてまいりましたか。

○多賀谷委員 常用労働者が少ないというのは、企業の波動性によるわけですね。ですから、企業の波動性による場合を使用者の責めと考へていいかどうか。あなたは肝心な点を逃げておられるけれども、そういうふうなまままで扱つてまいりましたか。

のか阻害の法律になるのかというのが、非常にむずかしいところなんです。

そこで私は、二十六条のことを聞きまじつたけれども、民法の契約では、御存じのように、逆に言えば、労働者の責めに帰すべき場合でなければ全額休業手当をもらえることになっておるでしょう。

ただ基準法は、行政官庁が権力を発動して、いわば訴訟までしなくてもとれるというのが、二十六条でしょう。ですから、民法では当然、その労働者の責めでない場合には休業補償を出さなければならぬでしょう。そういうことになっておるのですよ。それを觀念をこっちゃんにすると、いま言

うようにそういう問題が起こるのです。民法では当然、常用労働者である以上は、日給者であつても、労働者の責めでない場合には全額払わなければならぬ。ただ、基準法によつて監督官庁が、そのうち使用者の責めの分については権力を発動して、早くとつてあげますよという法律の立て方

になっておるのです。ですから、少なくとも常用労働者である以上は、休業手当は必ず支給するんだ、こういうことがない以上、常用労働者と認むべきでないでしょう。局長、どうですか。

○有馬政府委員 その点の穴があることは御指摘のとおりでございますが、これをやはり労働条件の向上という観点から、日雇労働者よりも常用のほうで条件が悪いということになりますと、御指摘のような逆流の問題が出てきますので、条件の向上に努力させなければ、いまのような穴はいつまでたつても解決しないんじゃないか。この法律上の逆流の商どめといたしましては、御承知のように四条の規定で、調整計画を立てるときに、全体の必要労働者数を設定して、その中に占める日雇労働者の定数を定めるといふ仕組みになつておりますので、逆流は制度的にも抑制していくというふうな制度の立て方になつておりますので、条件を向上させることによつて名実ともに逆流を防いでいく、こういうような考え方で指導してまいりたいと思ひます。

○多賀谷委員 指導だけでなく、監督官庁としてのほつきりした見解を聞きたいと思ひます。常用労働者である以上は、あふれ代を出すわけでしょう。悪天候であろうと、その労働者の責めでない場合には必ず出すのでしよう。出すべきでしょう。

○村上(茂)政府委員 私が御答弁申し上げますのが適當かどうか存じませんが、一応御答弁申し上げます。

先ほど先生が御指摘のように、民法第五百三十六条によりますところの使用者の債務という問題が問題たり得ることは、御指摘のとおりでございます。しかし、いま御指摘の点は、そういう民法上の問題より、むしろ日雇いと常用と、実質的に日雇いのほうが得するような法案になつておるじゃないか、こういうことであらうかと思ひます。ただ、この点は、私が御答弁申し上げるのは必ずしも適當でないと思ひますけれども、一方は休業であり、雇用関係が継続しておるという面がありま

す。一方は失業であるわけでありま。そういう労働関係の継続性、その実質はどうであるかといったような考慮も私わなければならぬ問題かと存じます。したが、いまして、一がい判断をしてよいかどうかという点につきまして、は、なお慎重に検討したいと思ひます。

○多賀谷委員 どうも答弁が的確でないのですよ。第一、基準法のほうの見解で言つと、悪天候とかなんとかというのは別なんだ、これは使用者の責めでないんだという解釈がおかしいのですよ。少なくとも経営者の、いわゆる使用者の権限の範囲内

の問題は、船を着けるということ、これは使用者の責めと解すべきですよ、あなたのほうの解釈からすれば、あなたのほうはそう解釈しないから、私は民法を出したのであつて、大体使用者の権限の範囲内に属する責任によつて就業できなかった場合には二十六条を適用すべきだ。それをいままで業者からやかましく言われて後退して、そういうような解釈をしておるから、大体こ

ういう混乱が起こるわけですよ。少なくとも使用者の責任の範囲ですよ、船を着けるといふことは、当然悪天候なり、そういうリスクは見なければならぬ。ですから、私は、この点をほつきりしないと、何のためにこれをつくつておるかかわからぬですよ。常用化になるのか非常用化の法律か、はつきりしないですよ。こういう条件は、この際

びしと前提条件をはつきりしておくべきです。ですから、登録日雇労働者の場合は調整手当がもらえるなら、常用労働者は必ずもらえるというはつきりした労働者の見解を出していただかないと、法律の不均衡になつてしまふでしょう。大臣、どうですか。

○石田國務大臣 これは昨日、閣下委員の御質問の中にも同様趣旨の御発言がございました。その点は、先ほどから事務当局が答えたような気持ちでこの法案を出しておりますけれども、さらに検討して、予算的な措置をも必要があれば講じなければならぬ問題だと考えます。

○多賀谷委員 私は、基準法の使用者の責めといふことを、何か非常な故意または重過失でなければ使用者の責めに見えないのだという、民法の使用者の責めと同じように解釈しておるところに問題があると思ひます。少なくとも船を着け、そして荷役作業のできる状態にするのが使用者の権限ですよ。そうして波が荒くなるというの

で——海のことですから、悪天候ということ、これは当然使用者が危険負担として見なければならぬ分野ですよ。ですから、それは当然休業手当の中に入れるのだという考え方を確立する必要がある。そうしないと、休業手当といふものの趣旨が没却されることになるのですよ。少なくとも登録日雇労働者に調整手当を出す以上、行政

解釈としては変えるべきですよ。ですから、私はその必要があると思ひます。これはもう一度当局から答弁してください。これがはつきりしない以上これはだめですよ、幾ら上げると言つたて根本がはつきりしないのだから。

○村上(茂)政府委員 いわゆる常用労働者に対する基準法二十六条の休業手当の支給の要件ですが、労働省としては、二十六条の規定にございます「使用者の責に帰すべき事由」といふ考え方につきましては、かなり厳格に解釈しておるつもりでございます。ただ私が先ほど御答弁を申し上げた中に、天候不良といふような例を申し上げましたが、それにはあとのことがつづいてございまして、天候不良のために作業が不能となつた場合、つまり天候不良で船が着かぬでもほかの仕事があるという場合とか、いろいろな場合があるわけでございます。そういう問題を、個別、ケースに即しまして認定をするということでございます。したがって、天候不良の場合は使用者の責めに帰すべき事由になるか、こういう意味合

いで申し上げておるのではありません。二十六条の規定の解釈につきましては、港務荷役以外の一般作業も同様でございますので、これは厳格に私どもは解しておるつもりでございます。

なおまた、御指摘の点、確かに均衡論としては私どもはわかるのでありますが、それを基準法のような最低労働条件を定めた法律の場で処理すべきか、そういう問題は、さらに労働関係その他いろいろな手段、方法が考えられるわけでありま

すので、二十六条だけでこの不均衡を是正することとがいかどうかという点については、なお慎重に検討したいと思ひます。

○多賀谷委員 そういたしますと、この立場の修正が必要なんです。少なくとも常用労働者の資格要件として、この自己の都合または自己の責めに帰すべき事由でない場合に就労できなかった場合です。この場合には何らかの手当てをする、手当てをしておくといふことが常用労働者の定義の中に入つてなければならぬ、少なくともこの法律の中に言う常用労働者とは、ですから、その前提がない以上、私はこれは不均衡になると思ひます。

○有馬政府委員 その問題が残るのですが、これはどうしても事業主の労働条件の向上の努力義務でカバーしていく以外に方法はない……。

○多賀谷委員 方法がないことはない。

○石田国務大臣 これはきのう閣内委員の御質問にありました、いまの御質問にもございましたので、この問題、この法律上の議論をこれ以上繰り返してもあれですか、そういう、つまり常用工をふやしていくという方針に沿うような運用上の努力をしていくという方向で、ちよつと答弁と申しますか、打ち合わせしてみたいと思ひます。

○松澤委員長 滝井義高君

○滝井委員 それでは港労働法の質問をさせていただきますが、基本論から少し尋ねていくつもりでございましてけれども、時間の関係で河野理事から指令を受けたところだけ質問をせよということ、非常にむずかしくなったのですが、まず二条についてでございます。この法律で港労働というものは、「政令で指定する港をいう。」ことになっておるわけですが、その場合に、現在の段階では、結局この法律の施行期日が二年をこえる範囲でやるといふことから考えると、非常に限定された港しか指定を受けないことになると思うのです。そうしますと、二カ年の間に、結局この法律の実施体系が受け入れられる港というものは、政府としても、おそらく非常に限られたものになってくるのではないかと。先日以来の質疑応答を聞いてみると、六六港ということですが、一体、いまの準備状況その他から見て、六六港以外に拡大をする可能性のあるものが、この二年以内に幾つか出るといふことですか。

○石田国務大臣 ただいまのところは六六港を対象としたものであります。それと密接な関係のある港、たとえば名古屋港に對する四日市、それから大阪、神戸に對する尼崎というようなものも一体となって考えなければならぬかと思ひておられます。

○滝井委員 そうしますと、関門に密接な関係のある洞海湾というものは、なるものかならないのか。

○有馬政府委員 洞海湾は関門に含めて考えております。

○滝井委員 わかりました。あとでそれと関連して少し質問をいたしますので、とりあえず名古屋港に關連のある四日市と大阪に關連のある尼崎、関門に關連のある洞海湾という、それらの三つくらいこのところは、二年をこえる範囲内において何とかこの法律の施行の對象になるだろう、こういうことです。

次は、三条の三項です。簡単に要点だけいいますから……。港労働調整計画についてです。この場合に、「あらかじめ、港労働調整審議会の意見をきく」ことになっておるわけですが、その場合には、これは具体案をつくって意見を聞くことになるのか、白紙で意見を聞いて具体案をつくることになるのか、これは一体どういうことですか。

○有馬政府委員 具体案をつくって意見を聞くというふうに予定しております。

○滝井委員 そうしますと、具体案をつくって意見を聞くということになれば、その場合に、次の項にある、必要があるときは、「関係都道府県知事その他関係行政機関の意見をきくものとする。」というところ、地区職業安定審議会あるいは地方職業安定審議会、こういうものの意見も当然聞いて具体案をつくるだろうし、具体案ができたならばまたそこに聞く、こういうことになるのですか。

○有馬政府委員 法律上の手続としては、地区安定審議会の意見を聞くということにはなっておりませんが、関係都道府県知事の意見を必ず徴するといふふうになっておりますので、その府県の諮問機関として設置される地区審議会の意見が当該知事にどう反映されるかというところは、知事と地区審議会との内部関係になると思ひます。法律上はあくまで関係都道府県知事の意見を聞くという手続で足りると思ひます。

○滝井委員 そうしますと、具体案ができませんと、まず第一に港労働調整審議会の意見を聞く、同

時に県知事の意見を聞く、必要があれば、これは地方職業安定審議会にも、それから地区職業安定審議会にも、両方聞くわけでしょう、この条文からいいます。

○有馬政府委員 港労働に關しましては地区安定審議会一本になりますので、地方職業安定審議会に諮問することは、おそらく知事といえどもないと思ひます。それから、この調整計画を策定する場合の知事に対する意見の求め方は、事前に意見を求めるのでございまして、その意見を聞いた上で案を作成して審議会に求める、こういう手続になると思ひます。

○滝井委員 この条文を見ますと、地方職業安定審議会は、「都道府県知事の諮問に応じ、公共職業安定所の業務その他職業安定法の施行に關する重要事項を調査審議すること」と非常に包括的になっておるわけですが、それから同時に、この地区職業安定審議会も同じ条文なんですね。ただ違うのは「港労働法の施行に關する重要事項を調査審議すること」と、こういうふうにつけ加わっただけなんです。港労働法の施行に關する事項は、広義の職業安定行政にも入るわけですが、これはもう港労働に關するいろいろなことを職業安定行政を通じてやることになることは、定数その他をきめる場合だって当然なんです。だから、この二つのものが末端機関としてできておる。私は、こういう二つのものをつくることもふしぎだと思ひておるのです。この二つの関係は一体どうなんだというところも一つの問題点です。この条文を見ると、「必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他関係行政機関の意見をきく」といふ、関係行政機関というのはこの二つが入るわけですね。

○有馬政府委員 この関係行政機関は、この審議会が入るわけではなくて、港管理者あるいは地方の海運局長、これを予定しております。先生御指摘の、地方職業安定審議会と地区職業安定審議会と二つ並べてありますけれども、これは地方の段階においては、港労働法の関係は地区職業

安定審議会の専管になるわけでございます。構成的に改正技術として並べて書いてありますけれども、前段のほうの地方職業安定審議会は関係ないわけでありませう。

○滝井委員 わかりました。それなら地方職業安定審議会にこの分をつけておつたらいいんです。わざわざ地区職業安定審議会なんという、行政を複雑化する必要はちつともない。

○有馬政府委員 港灣の港域というものは府県の区域と若干食い違つておる。たとえば関門のようなどころがございませう。将来四日市の問題を考へる場合でも、そういう問題が出てくると思ひます。したがって、現在あります地方職業安定審議会をそのまま活用するというよりは、職業安定法で制度として設けられております地区職業安定審議会というものを活用した方がよりベターだといふ考え方で、地方の段階においては地区職業安定審議会を活用するという考え方に踏み切つたわけでございます。

○滝井委員 そうしますと、地方職業安定審議会がもつぱら一般の職業安定行政をやります、それから地区職業安定審議会は港労働法の関係の職業安定行政をやります、こういうことできつと割り切つてかまわぬわけですね。

○有馬政府委員 そのとおりでございます。

○滝井委員 そうしますと、新たに地区職業安定審議会をつくらなければならぬことになるわけですが、これは今年一体幾らつくるつもりなんです。

○有馬政府委員 六六港に對する府県に設置する予定でおります。

○滝井委員 そうしますと、港のそばにそれをつくることになるわけですね。

○有馬政府委員 港のそばといひますか、その県に置くことになると思ひます。

○滝井委員 わかりました。これはとりあえず今年六カ所にできる。そうすると、予算書には地方港労働調整協議会の設置となつておるが、これは予算書が間違ひであつて、地区職業安定審議会に変わるということなんです。

○有馬政府委員 予算書は仮称でそういう名称にしておきましても、この法案によって名称は地区職業安定審議会というふうになるわけでございます。

○滝井委員 わかりました。そうしますと、地区職業安定審議会の構成は、労使公益の三者構成になるのですか。

○有馬政府委員 そのとおりでございます。

○滝井委員 この地区職業安定審議会は、予算書の仮称からすると地方港湾雇用調整協議会とおぼろげな感じがしますが、ちよつと総理府のものとなつておるわけですね。おそろく総理府のものと関連があると思うのですが、白井さんが御用件があるからだから先に白井さんのほうにお尋ねすることになるのですが、総理府の港湾調整審議会、これはいままでは総理大臣だけだったのが、今度は労働大臣に意見を述べることができるようになるわけですね。そうしますと、いままでの港湾に関する各行政機関の施策のうち総合調整を要するものというこのほかに、労働問題が入ってきたわけですね。そうしますと、労働問題というのは、いまILO問題その他で白井長官が御承知のとおり、労使関係に政府が介入するとか何とかいふ問題が出てくるので、なかなかうさうところなんです。この委員の構成は若干名となつておるが、一体どの程度委員を置くことになるのですか。

○白井政府委員 港湾調整審議会は、すでに御承知のように、港湾に関する各行政機関の施策のうちで総合調整を要するものとして、総理大臣の諮問に應じてこれを調査審議するという機関でございます。したがって、他の審議会とは多少人数の構成等は違つてゐる面があるのでございますが、当初は、審議会委員は五名くらいでよろしかろう、つまり利害関係者を除いてそれ以外の学識経験者、そういう方ではよろうというふうにも考えたのでございますが、しかし、もちろん利害関係者、たとえば港湾事業者、港湾労働者、また利用者等の意見をこれに反映することは必要

でございます。したがって、この専門委員のほうに——専門委員は約二十名という予定でございまして、そのほうにお入りいただいて御意見をこの審議会のほうにも反映したい、こういう考え方であつたわけでございます。しかし、いろいろ御意見等もございまして、そこで五名という審議会の委員を七名くらいにいたしまして、その人選につきましては、利害関係各方面の御意見等も考慮いたしまして人選をいたしたい、こう考えておるわけですね。

○滝井委員 今後における港湾の近代化をやり、あるいは港湾労働の近代化をはかっていくためには、この諸問題とも関係するものがあるわけですね。な役割りをすると思ひます。したがって、その人選については、十分関係者の意見を聞いて七名をきめていただきたいと思います。

それから、いま御発言のありましたように、この審議会の下部機関というか、補佐機関というか、専門部会ができるそうですが、その二十名の委員構成については、ぜひひとつ労働者代表を入れていただいて、この運営に万遺憾なきを期していただきたいと思います。さうう承して差しつかえありませんか。

○白井政府委員 ただいまの御質問、御意見のうちに、そういう方向に沿つて組織をし、運営をしていきたい、かように考えております。

○滝井委員 ありがとうございます。白井さんはけつこうです。

次は、四条についてでございます。四条を見ますと、「港湾労働者及び日雇港湾労働者の数」でございまして、この数のきめ方については、法律できつて書いておるわけですね。それは「港湾運送に必要な労働力の需要の合理的な予測に基づいて、労働省令で定める業務の種類ごとに、港湾労働者に係る適正な労働時間、就労日数等の諸条件を考慮して」きめることになっておるわけですね。したがってこのことは、過去における歴史的な事実というものが非常に重要になってくるわけですね。そんなに大きな変化はないわけですからね。

過去における港湾労働者の就労延べ数を三十六年から三十八年までと見ても、労働者の数は漸減傾向です。それから四十二年ごろにおけるあなたの統計資料を見ても——これはちょうど中期統計計画の完成のときですが、このときの状態を見ても、就労人員は延べ三割六分くらい不足なんです。したがって客観情勢は、不足する方向は明らかです。それから日雇いの依存率というものは、昨日の六六港における港湾局長等の御説明でも、これは六分、四分ということになってきておるわけですね。これは大体そういう実態です。それから災害は、他の建設なり通運業に比べて、度数率等も非常に高いということも昨日明らかになってきておるわけですね。それから労働時間は、これは昨日はあまり具体的でなかったけれども、沖仲仕で十時間、沿岸仲仕が九・三時間というように、労働時間も、三十八年八月くらいを見ると土建の土工や重作業に比べて非常に高い。そうすると、過去の客観的な資料、この定数をきめる資料というものは、もう昨日の御答弁以来あるわけですが、あなた方はこの予算の中でもいろいろ金を要求されて、港湾労働者の雇用対策の推進のためのいろいろな施策をやつておるわけですね。そうしますと、過去のいろいろな事実も、客観的に四十二年までの見通しもおつておるのだから、一体この数のきめ方というのを、なかなか日にちがたたなければならぬときとの関係も言つておつた。しかし、客観的な資料は全部そろつてゐる。しかも将来への展望は、四十二年までの見通しというものはある。しかも港湾を包む日本の客観的な労働情勢というものは、労働力不足の状態は多賀谷君が言つたとおりの明らかなです。そうしますと、その中で一体おおよそどのくらいだということがきまらぬはずはないですよ。昨日、滝井君がきまらぬと云つたが、これはきまらぬことではない。就労時間も長いし、労働力も不足しておるし、災害率も多いし、客観情勢は全部そろつてゐる。これは一体どうしてきめられないのですか。私、きめられぬというのはお

かしいと思つたのです。私は昨日ちよつと不規則発言したのだけれども、失対打ち切りのときには、あの激しい情勢の中で、けつこう労働省はやつてのけたじやないですか。これをいま六六港、六つの港だけで、しかも三十万おつた日雇いを相手にして、日雇い打ち切りのものをやれた職安局長が、二万か三万の港湾労働者の数をきめるのをきめ切らぬなんというところは、それだったら日本労働行政はないじやないですか。これがきめられない理由というのはどこにあるのですか。しかも三・三客中のうちに、四分の一に日雇いをやれないという理由はどこにあるか。いま多賀谷君の質問にも出てきたが、日雇いを全部常用化したらい。その常用化がどうしてできないか。炭鉱地帯における日雇い労働者については、常用化するのだ、安定雇用するのだといつて失対法を改正した政府が、港湾について、とたんにそれができなくなる、数をきめることができないというの、私納得しないです。これはどうして数がきめられないのですか。

○有馬政府委員 この定数の策定が一番大きな問題でございますが、これは、この四条に書いてありますように、「需要の合理的な予測に基づいて、」こういった要素を考えて確定するといふふうになつてございまして、現状を申し上げますと、労働時間も、平均しますと九時間半ないし十時間、それから就労日数も、これは港によつて非常にまちまちでございますが、現状は十五、六日という平均になるかと思ひます。こういった労働時間とあるいは就労日数を適正なものにして、そうしてこの必要数を策定していかなければならぬ。こういうことで港ごとに積み上げをやらなげやなげませんので、この点には相当時間がかかると思ひます。また定数を定める場合には、納付金の額あるいは料金へのはね返り、こういったものもかからぬまいものですので、そういう面の準備もしなければならぬ。こういうことで、数を三万なら三万にすぎまらぬじやないかといふふうにおつしや

られますけれども、三万にきめることについて、いろいろな問題があるわけでございます。これらを十分検討した上で決定するというので、相当時間がかかるわけでございます。

○滝井委員 港労働者の数が三十八年で二万四千、三十七年が二万三千、三十八年が二万二千と減ってきているのですから、二万二千の中で幾ら日雇いをきめるか、こういうことなんです。これはもう私は四分の一なら四分の一に思い切つてきめても差しつかえないと思う。どうせ日雇いを紹介する、不足したときはあなた方まだ職業紹介を通じてやる事ができる、補充することができるとも差しつかえないじゃないですか。これをきめることが港労働者安定の先決問題です。それをこれから二年間もきまずに、春の日のようにのたりくたたりしておたら話にならぬでしょう。もう統計資料というものはそろつてしまつておるから、そのそろつてしまつておるワツの中であらうきめるかという事は、一、二カ月もかからぬ、すぐできてしまふ。そんな子供だましのことを言つていても、これはわれわれがこれまで客観的に見てみて、そんなことはむづかしいことではない。むづかしいことは何かと言つと、それは事業者側の反対があるからだろうと思う。そんなことを押し切らなければ、労働者のときはあれほど強く押し切つたあなたが、一握りの事業主のためにこたれておつては何にもならぬじゃないですか。

○有馬政府委員 その定数の策定は、経験に基づいて簡単に予想できるじゃないかという御意見ですが、私も、これを設定しますことによつて納付金あるいは料金へのはね返り、これが非常に重大な問題でございまして、この定数のきめ方いかんによつては、非常に大きな影響があるわけでございます。したがつて三万人がいかに三万五千人がいいか、これは非常に慎重を要する問題だと思ひますので、相当時間がかかる、こういうことを申し上げておるわけでございます。

○滝井委員 それじゃ時間がないから、もう少しいまのところを詰めたのですけれども、十六条に移ります。

この十六条の目録に労働者の雇用というところが、非常に重要になつてくるわけですね。「日雇港労働者を雇ひ入れることができないことについて労働省令で定める理由があるときは、この限りでない」と、こうなつておるわけですね。この労働省令で定める理由、これは一体どういう理由かという事です。ここをしっかりと書いておいてもらわないと、結局親分、子分関係の門前雇用のさばつてくることになる。

○有馬政府委員 これは例外措置でございますので、条件をしぼらなければならぬと思ひます。第一は、通信、交通の状況が非常に悪化して、事業主の求めに帰すべき理由によらないで安定所に求人の中し込みができない、こういう事態が考えられます。それからまた、安定所自体が火災になつたという事はめつたにございせんけれども、こういう非常災害によつて安定所の機能が喪失されるといったようなことも考えられます。それから、そういう場合には門前募集ができるという措置を残しておく必要があると思ひます。それから、安定所が資格者だと思つて日雇労働者を紹介するわけでございますが、業種によつては、なかなか資格者が安定所の紹介では得られないといつたような、きわめて例外的な場合がございまして、こういう場合も事業主が直接募集ができる道を開いておかなければならぬじゃないか、こういうことをいま考えておるわけでございます。

○滝井委員 そうしますと、雇ひ主の側からいくと、職業安定所に通信、交通その他がなかなかうまくいかないという場合、安定所の側からいくと、不測の天災にあって安定所の機能が喪失したという場合、この二つは、いわゆる法律用語では天災地変でしょう。だからこれは全くレアケース以上の場合ですよ。そうすると、こういう一、二のような場合は、これは緊急の事態だから、あ

るいは消防団も使わなければならぬでしょうし、おまわりさんも使わなければならぬ。だからこれはもうあれだ。そうすると、三番目の資格者と思つて紹介をしてもつた、来てみたらそれはどうも資格者じゃなかったという事は、これは職業安定所が目を光らして十分職業訓練をやつておけば、こんなことはなくなることになる。そこで、いわばこれだけ確認しておけばこれは防げます。そう簡単に門前雇用がいかない。あとは、いまあなたの言われたこの三つのことを、末端の地区の職業安定所がうまく実施するかどうかという問題だけです。その点については、ひとつきちつと確認をとつておきたい。一番大事なところを大臣は聞いていない。

○滝井委員 したがつて、いまのように私たちは、三・三客中で日雇いの数を四分の一以内にしてください、こういうことを再々にわたつてこつて言つた。しかし、いまの段階では、とても四分の一ではどうにもなりません。こういうことで、そこはわれわれがまけておるわけですね。まけておる上に、しりが抜けて、自由に職業紹介でだれでも入つてくるということではたいへんです。したがつて、そこは、いまのようなところできちつとしていただいた。

○有馬政府委員 御指摘のように、ここがしり抜けになつておりますと非常に大きな弊害がございまして、私どもとしては慎重に条件を固めたと思つておりますが、考え方としては、登録労働者が不在の場合に一般の日雇労働者を紹介する、それでもなおかつ不足する場合に、門前募集を例外的に認める、こういう立て方に、十六条と十九条の関係でなつておるわけでございます。したがつて、例外中の例外の運用がルールになるといかぬというので、いま申し上げましたような事態に立ち至つたときに初めて門前募集を認める、こういう考え方でございますが、天災地変以外の場合の資格者がどうしても得られない、しかも荷役が繁忙で、労働力を確保しなければならぬという場合がどうしても起こるわけですね。そういう登録労働者を差し向け、その次に一般の日雇労働者を差し向けても、なおかつ労働力が足りないという場合が起こり得るわけでございます。それは、抽象的にいま申し上げましたような表現をとらざるを得ないと思ひますけれども、その実際の運用については、非常に厳格に運用してまいりたい、かように考えております。

○有馬政府委員 現状が平均的にいって三分の一が日雇い依存になつておりますので、これを客申の理想でございまして四分の一以内に改善するといふのは、非常に容易なことじゃないと思ひます。二年間の準備期間を置いて、四分の一の目標が達成できるかという御指摘でございますが、われわれとしては、現状をできるだけ改善をしていって、四分の一に近づけていきたいと思います。したが、これは漸進的に努力をしていくということ以外に、数字で目標を年次的に示すということはおつとでかかぬと思ひます。

○滝井委員 現状が三分の一の、四分の一にするこつとさなかなか明快な答弁ができないという事は、きわめて残念です。それじゃ、ストライキの場合は一体どういうことになるか。ストライキの場合は、これはスト破りでとんだんかかってにだれでもかかれでも連れてくるという事は困ると思ひますが、その場合はどうなりますか。

○有馬政府委員 これは安定法の二十条に、争議の場合の不介入原則がございまして、安定所は

そういつた場合に紹介はいたさないつもりでございます。

○港井委員 せひそこらあたりも末端の職業安定所にきちんとしておいてもらねと、なかなかいまま暴力団その他のあるところですから、そのように願いたい。

それから、二十二条の職業紹介の停止、事業主がいろいろ問題があったときには七日間しか停止しないのです。ところが労働者側のことになると、八条をどうにもすると、一年の間がくるわけです。この法律が如実に象徴しているのはこれなんです。結局、名は港井労働法にはなっているけれども、非常に事業主側を懸念している。食うや食わずの労働者がいろいろ拒否したり、いろいろ問題を起しますと、登録について、八条の二項二号をどうにもすると、一年の経過を要するのです。ところが事業主側がいろいろ問題を起したりしても、職業紹介をたつた七日間停止するということ、かよい労働者については一年も職道を断つけれども、事業主はたつた七日しか職道が断たれぬという、こういう不均衡というものは私は困ると思う。

○有馬政府委員 八条の「一年を経過していないもの」というのは、再登録の場合の要件でございますが、二十二条の紹介停止は七日間ということ、非常に短期間だという御指摘でございますが、これに対応する手当の支給の停止というのは、一般の失業保険の給付条件と同じ要件で、手当の支給の停止を行なうようになっております。これは三十三条の一項で支給制限の規定がございます。それで七日になっておりますので、その辺は大体バランスがとれておる。こういうふうに思っております。

○港井委員 港井労働の近代化をしようとする場合に、労働者側が隘路ではないのです。近代化の隘路はどこにあるかというと、港井運送事業というものは、非常に小さい事業者をさして、一貫的なものでないというところにあるわけですね。そうすると、それの人々に協力してもらわ

なければ、港井労働の近代化を幾ら労働者がやろうとしても、松浦さんのほうの近代化ができなかつたら、話にならないじゃないか。ところが事業主が協力をせず、てれんばりんとおつても、紹介はたつた七日間しか停止しないのはいかぬ。そういう場合には、断固として少し長期の紹介停止を、おきゅうをすえる意味で、やつたらいと思ふ。そのほうが近代化を促進することにもなるし、暴力団その他をばいこせしないことになる。きのうきょうの新聞をどうにもせなくても、港の暴力問題は「毎日」その他も相当取り上げている。昨日の労働大臣の答弁を、きのうの「朝日」は暴力のことしか取り上げていない。これはいかに暴力のことに関心があるかということなんです。そういう点では、こういうところは業者にきちんとおきゅうをすえる態勢をとらなければうそです。たつた七日間の停止では、どこまでも連れてきて、例かせることになる。

○有馬政府委員 いまのような事態の場合には、むしろ三十三条を活用いたしまして、一カ月以内の紹介停止ということでも善処してまいりたい、こういうふうに考えております。

○港井委員 そのくらいでこれ以上言いますまい。それから三十五条です。いま納付金のことで、いろいろ納付金の額を決定し、それが料金に相当はね返るといふことを言われた。この納付金は事業主と労働者も負担するわけですね。

○有馬政府委員 両方が負担いたしますが、労働者のほうには日雇失業保険の保険料に均衡した額を予定しております。

○港井委員 私はこういうところを日雇労働者で、しかもなかなか労働力が不足しておるわけでしょう。したがってそんなわずかな納付金を、日雇労働者の健康保険と同じようなものを取らずに、こういうのは全部国が見てやつて、事業主と国とでやるぐらいの前進がないことには実際に話にならぬでしょう。そんなものを、百万人も二百万人もおるわけじゃないのだから、三万人以下の

こんなものですからね。これは大蔵省と折衝しておるのを見るとなかなかあれだけれども、何でも国庫負担ではどうにもならないじゃないかと呼ぶ者あり。いや、これは事業主負担をよけいにしてもらつてもかまわぬです。国庫負担でなくともいいのです。国の補助をちょびり出してあとは労働者と事業主だということ、これはやはりこういうところは問題だと思ふのです。こんなことをしておつたら、炭鉱もいま納付金をたくさん納めておるけれども、労働者も納めるということになる。炭鉱なんか、鉱害その他いろいろな納付金というのはみんな事業主が出しておるのです。それから、労働者には整備資金を出しておる。ですから、港井労働という特殊なものに手当やつて、そして全部が常用化したら、そのときには納付金を出してもいいです。賃金が安定して、そして常用化の形態ができて雇用も安定したというときなら、そのときの段階で納付金を出せというならいい。いまのような不安定なときにやることは問題だと思ふのです。

○有馬政府委員 調整手当は失業保険制度にかかわるものでございまして、やはり一般の失業保険の被保険者たる労働者との均衡も考えまして、失業保険の負担分くらいは負担をしていただく、こういうふうな考え方をつくっております。われわれの現在の推算によりますと、国が三分の一を負担いたしますので、三割、それから労働者側は大体一〇%程度の負担に相なります。残りの五六、七割が事業主負担になる、こういうふうな割合を予定いたしております。

○港井委員 労働者は一〇%だからいいだろうということだそうですが、一〇%くらいなら逆にただにしてやつたらいい。そのくらいならヒーマンズがなかったら、港井労働の近代化とか何とかいっておるけれども、実際ではきつねです。こういうところ、私から言わせると労働者のじょうずの手から水が漏れる姿があらわれておる。それはそれでいいでしょう。

中れから附則第一号です。二年をこえない範囲

でこの法律を実施することになるのですが、その場合に「各規定につき、政令で定める」ということになっておるわけですね。そこで、一体各規定をどういう順序で二年をこえない範囲の段階で実施をしていくのか、その政令の内容をちょっと御説明願いたい。

○有馬政府委員 この法律が成立いたしますと、原則的には各条項を施行いたしまして、除外する条項だけをはずしてまいりたいと思ひますが、そのはずすほうの内容をいたしましては、登録制度に関する条項、それから手当制度に関する条項、納付金に関する条項、それから共済制度の適用に関する条項、こういった条項が施行を延期される条項に予定しております。

○港井委員 手当制度に関するものが延期されるわけですか。そうすると、ことしの予算との関係は一体どうなりますか。ことしの予算を見ると、雇用調整手当支給費七千四百四千人、支給単価七百十八円、一億七千八百四十四万と出てるわけですね。そうすると、ことしの予算としてこれが出た限りには、そんなものは延期されずにことしやることになるわけでしょう。

○有馬政府委員 調整手当の国庫負担分につきましては、事業団に対する交付金として一億七千八百四十四万を交付いたしまして、そしてその部分が施行が延期されますと事業団予算において繰り越すことになる、こういうふうに考えております。

○港井委員 それではおかしいです。これは大蔵省にまでもらわなければいかぬ。それじゃわれわれをだましたことになる。ぼくらはこれを通すときには、当然七十四万四千とある予算があるから、これはことしからやるものだと思つていた。そしていまのように「各規定につき、政令で定める」というから、この手当の分は当然ことしからやつていけるものだと思つていたけれども、そんなものなら来年の予算をやつたらいいのです。これはわれわれ国会議員をだましたことにな

る。予算を通しておつて、それはことしでなく

て、事業団にやっておいて来年からやる分です。こういふことなら来年やったらいい。そんなばかなことはないです。

○有馬政府委員 いまの手の届く範囲が一年以上、来年度に延びた場合にはそういう予算上の措置になりませんが、できるだけ早くこの法律全体の施行をしたいということでございますので、全然脈がないわけではございません。

○滝井委員 だけれども、予算というものは年度限りで組んでおるわけでしょう。だから、ことしやるというのならこれでいいのですよ。大臣、これはわれわれはたいへんなべんにかかったことになる。予算を通すときには、あなた方は、この予算というものは来年でございましてという説明は会計課長はしなかった。ことしは港務労働法ができてましてそして手当を出すことになっておりますというところで、七十四万四千人も支給人員の予算を組んで、そしてしかも単価は七百十八円でございます。それで一億七千八百万円です。それで金額をきちんと出して、これでことしは大前進ですと書いて会計課長が説明しておいて、いまになつたら、これはことしじゃない、事業団に繰り入れて、それはいつの日にかやるのかわからぬのだということじゃ、これはまるっきりべんじやないですか。

○石田国務大臣 これはなかなかむずかしい、いろいろ各方面との折衝のあつた果ての産物でございますまして、むずかしいところでございますが、できるだけ限り行政努力をいたしまして、そして本年度に年度内に実施できるようにいたしたいと思っております。

○滝井委員 これはぜひ今年度内にできるようにしてもらふことには、まさかわれわれがこんなところまで気づくまいというて、知らぬ顔ではおかぶりして通そうとおったけれども、案外……。

○石田国務大臣 いや、そんなことはない。そういう悪意はありません。

○滝井委員 そうすると、登録はこれはすぐおやりになるわけでしょう。登録はどうです。登録はこれはことしおやりになるでしょう。

○有馬政府委員 調整計画がきまりましたら、登録の準備はできるだけ急いでやりたいと思ひます。

○滝井委員 これは昨日は、あなた、調整計画はいつごろまでにできて審議会にかけると言ひましたか。

○有馬政府委員 審議会が充足するのが夏以降になると思ひますので、その発足の時期にとらみ合せてできるだけ早い機会に調整計画はおはかりをしたい、しかし始まってから相当時間がかかるだろう、このことを申し上げたいと思ひます。

○滝井委員 だから、そこがあいまいだったのです。詰めて言わなかつた。そして私がお尋ねしたのは、登録は今年始まりですかということですよ。これも九万八千人の登録になっておるのです。九万八千人の登録で、いいですか、これも予算がきちんとしてあります。常用が六万五千七百人と日雇いが三万二千三百人です。そんなもの、いままでの歴史的な経過から、三万二千三百人も、さいせん私は冒頭に言つておつたが、日雇いはないのです。それはこういう予算の計画になつておるから、ことしは登録やりますかということですよ。だから、そこはむずかしいむずかしいと言つておるけれども、それじゃ国会議員といふものは何のために予算審議をしたかまるっきりわからぬわけですよ。こういう一番大事な登録といふ、手当といふ、やることになつておるけれども……。

○石田国務大臣 調整会議の発足をできるだけ急ぎまして、そして登録も年度内に実施したいと思ひます。鋭意努力いたします。

○滝井委員 そうすると、登録も年度内にやる、手当も年度内に実施する、これはひとつ、男の一言だから進めることではないと思ひます。運輸大臣、いまのように登録を今年はやると言つてゐる。まあ雇用調整手当のほうは、ちよつとあいまいであつたけれども、これもできるだけ今年やるといふことですよ。あなたのほうはそれでいいようぶです。

○松浦国務大臣 労働大臣がお答えになりましたように、できるだけ努力いたします。

○滝井委員 ぜひそうしていただきたいと思ひます。

それから、手当の問題その他問題が起つた場合に、不服は失業保険審査官にいくのですか、労働保険審査官にいくのですか、どっちに不服を持ていくのですか。

○有馬政府委員 失業保険審査官にいきます。それから二審が労働保険審査官に上がります。

○滝井委員 労働保険審査官にいくと、失業保険審査官にいくところによつて問題があるという事です。これは、手当が失業保険に属するから失業保険審査官にいく、こういうことじゃなくと推定をしました。しかし、これは、単に失業保険に属する問題だけでなく、やはり港務における重要な労働関係がからまるわけですよ。むしろ失業保険でなくて、労働保険審査官にいく、労働保険審査官に上がる、こういうことの方がいいのじゃないですか。どういふ事情から失業保険審査官にいくのですか。

○有馬政府委員 いま失業保険審査官制度がございまして、この現行の制度をこの手当の争訟についても活用していこう、こういうことでございします。いま労働保険審査官といふのはないので、失業保険審査官といふのがありまして、その上に労働保険審査会というのが二審制度としてあるわけでございます。その現行の制度をそのまま活用していこう、こういうわけでありまして。

○滝井委員 これで終わりますが、そこでいま確實に明らかになつたことは、本法を可及的すみやかに実施していく、特に登録やら手当の支給については、もう予算が計上されておるのだから、石田労働大臣、男の一言で今年必ずやります、こういうことになつたので、これは非常に大前進です。われわれが思ふところによつて予算を見つけた

のですから、ぜひひとつ努力をしてもらいたい。それから適用港務の対象については、六港以外についても、密接不可分の二、三の港務については拡大をしていく。それから門前雇用に、走らないように、底抜けにならないように、ひとつ職業安定行政は厳重にやっていく。それから本法の実施にあつては、港務調整審議会には十分労働者の意見が反映するように、それと関係者の意見を聞いて人選をやるということが明白になつてまいりました。これらの明白になりました四点については、十分政治的、道義的責任を両大臣には痛感してもらつて実施できると思ひますが、ひとつ両大臣、最後の締めくくりとして明らかにしておいたいただきたい。

○石田国務大臣 いままでの御質疑あるいは御意見の趣旨を体しまして、またお答えいたしましたような気持ちで、本法案の実効をあげるべく努力をいたすつもりでございます。

○松浦国務大臣 労働大臣の仰せになりましたように努力いたします。

○滝井委員 では、どうぞひとつよろしく。

○多賀谷委員 先ほど質問をいたしました常用労働者の休業手当について、政府の所見を伺いた

○石田国務大臣 常用労働者につきましては、労働基準法第二十六条の休業手当は、解雇のいかんによつて非常な違いが生じます。そこで、法の趣旨を労働者保護の見地から十分生かすよう、実際の適用にあつては格別の指導と配慮を加えてまいりたいと思ひます。港務労働法の施行通達を出す場合には、日雇いと常用とのギャップをなくするよう、同法第二十六条等の規定を活用し、善処したいと思ひます。

○多賀谷委員 続いて、十六条の問題になりましたが、ただし書きについて、一、二点だけ質問しておきたいと思ひます。

職業安定所に日雇港務労働者に係る求人の申込みをしたにもかかわらず適格な求職者がいないた

めにその紹介を受けることができないとき、それはだれが判定するのか、私はおそらく事業主ではないかと思う。一体これをチェックする方法があるのかどうか。すなわちこの問題については、二項で、例外措置の場合でも届け出になっておる。ところが十七条では、雇用期間の延長の場合には承認になっておる。そうすると、十七条のような承認の事項が、むしろ十六条の二項の届け出の場合にも必要ではないか。最初の場合は行政官庁の介入する余地が全然ないじゃないか、こう考えるわけです。

○有馬政府委員 これは先ほど条件を御説明申し上げたとおり、非常に厳重な条件のもとに直接募集を認めていこう。そして二項によつて、その場合には事業主が届け出るわけでございますが、もしこの条件に反するような直接募集を行なつた場合には、七十二条の規定によりまして罰則がかかつております。だから、その条件の認定は当然安定機関がやるわけでございます。

○多賀谷委員 省令で定めるといふのは、これはその他の事項です。省令で定める理由というものは、法律はそれにはからぬわけでしよう。前の条項は、任意的に適格な求職者がないという判定をするわけでしよう。

○有馬政府委員 省令はなるほど手続事項でございますが、実体的な認定がこの場合大事でございます。それは安定所が判断をして、もしこの十六条に違反するような直接募集があつた場合には七十二条の罰則で処罰をする、こういうふうに相なつてゐるわけでございます。

○多賀谷委員 そうすると、事前の承認はないけれども、一応七十二条で事後において罰則の適用をする、こう考へてよろしいですか。

○有馬政府委員 御指摘のとおりです。

○多賀谷委員 問題は、適格な求職者がなかつたかどうかという判定が非常に重大になる。この判定いかんでは、ざる法になる可能性がある。これをひとつ十分、法の趣旨に従つてやっていたきたい。

次に、はしけ内の居住ですね。これは答申は禁止しております。しかし、事業主に、居住をしないようにという努力義務を課しておる。これは単に事業主だけの問題でしょうか。この裏には、事業主が、はしけに居住する義務を労働者に負わしておるのではないかと考へておるのですか。これは任意にはしけに居住しておるのですか。あるいはいわば宿直のような、あるいは船の管理というものもあわせて、はしけの居住というのを事業主は課しておると認めておるのですか。

○有馬政府委員 これは港務労働法ですから、十七条のような規定しかできないわけでございしますが、その後にはしけに居住する義務的なものがあるか、これは御指摘のように監視的な任務が付与されておるわけでございます。

○多賀谷委員 ですから、居住させないようにとめなければならぬということ、少なくともはしけに居住する義務は課してはならぬ、こう解釈していいのですか。

○有馬政府委員 そういふふうに解して差しつかえないと思ひます。

○多賀谷委員 これはやはり、一つは住宅の国の政策の問題もあるわけですね。これはひとつ国の援助の場合に考へていただきたい。

そこで、適用港務の範囲の問題ですが、関門港といふのは、洞海、博多港も含むわけですか。

○有馬政府委員 博多は別でございします。洞海を含みます。

○多賀谷委員 これは先ほどから質問がありましたが、適用港務の拡大を行なつていただきましたように、適用港務の拡大を行なつていただきました。

以上で終わりました。

○松澤委員長 他に御質疑の申し出もありませんので、これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○松澤委員長 次に、本案を討論に付するのであります。別に申し出もありませんので、直ちに採決いたしますと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松澤委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

港務労働法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松澤委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○松澤委員長 この際、澁谷直藏君、河野正君及び吉川兼光君より、港務労働法案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。その趣旨の説明を求めます。澁谷直藏君。

○澁谷委員 私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党三派共同提案の港務労働法案に対し附帯決議を付するの動議を提出いたします。案文を朗読いたします。

港務労働法案に対する附帯決議
政府は港務労働法の運用に關し次の事項について速かにその実現を期するよう要請する。

一、可及的速かに、本法の全面的施行をはかること。

二、本法の適用対象港務の範囲を拡大すること。

三、港務労働者の常雇化を促進し、日雇港務労働者に、依存する割合を出来るかぎり低減させる方途を講ずること。

四、本法の施行について労使関係者の意見が充分反映されるよう港務調整審議会の組織構成について充分配慮すること。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○松澤委員長 本動議について採決いたします。本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松澤委員長 起立総員。よつて、本案については澁谷直藏君外二名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、石田労働大臣より発言を求められておりますので、これを許します。労働大臣石田博英君。

○石田労働大臣 ただいま決議されました附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重いたしまして、あとう限りの努力をいたし、御趣旨に沿うよう努力いたしたいと存じます。

○松澤委員長 ただいま議決いたしました本案に關する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松澤委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕
○松澤委員長 暫時休憩いたします。
午後零時三十五分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

昭和四十年四月十二日印刷

昭和四十年四月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局